九州大学大学院工学府附属ものづくり工学教育研究センター中核人材育成講座規程

平成19年度九大規程第61号 施 行:平成20年 4月 1日 最終改正:令和 6年 3月29日 (令和5年度九大規程第81号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院工学府附属ものづくり工学教育研究センターにおいて開設する中核人材育成講座(以下「講座」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 講座は、民間企業等から派遣される技術者、研究者等(以下「技術者等」という。)に ものづくりに関する高度な専門的技術を修得させ、民間企業等における各種トラブルに論理 的に対応でき、かつ、リーダーシップを発揮できる人材の育成に寄与することを目的とする。 (講座のコース及び募集人員)
- 第3条 講座は、コースを設けて実施する。
- 2 前項のコース及びその募集人員は、別表のとおりとする。

(受講資格)

第4条 講座を受講できる者は、現職の技術者等とする。

(受講の申請)

第5条 講座を受講しようとする者は、所定の申請書により工学府長に申請しなければならない。

(受講の許可)

第6条 工学府長は、前項の申請書を提出した者のうちから、専門領域、経験、募集人員等を 総合的に考慮して講座の受講を許可する。

(受講料)

- 第7条 受講を許可された者は、所定の期日までに受講料を納付しなければならない。
- 2 前項の受講料の額は、別表のとおりとする。
- 3 既納の受講料は、返還しない。ただし、受講者の責に帰すことができない事由により受講できないときは、その受講できない期間に相応する受講料に相当する額を還付することができる。

(修了証書)

- 第8条 工学府長は、所定の講座のコースを修了した者に対し、修了証書を授与する。 (事務)
- 第9条 講座に関する事務は、工学部等事務部において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、講座の実施に関し必要な事項は、工学府長が別に定める。

附則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成21年度九大規程第93号)
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年度九大規程第183号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年度九大規程第111号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大規程第126号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年度九大規程第61号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年度九大規程第148号) この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(平成29年度九大規程第81号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(平成30年度九大規程第109号) この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和元年度九大規程第51号) この規程は、令和元年10月1日から施行する。 附 則(令和元年度九大規程第133号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和2年度九大規程第58号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和4年度九大規程第72号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和5年度九大規程第81号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (講座のコース、募集人員及び受講料)

講座コース	募集人員	受講料	備考
セラミックス工学コース			
基礎工学講座(1)	20名	64,000円/名	4日間(15コマ)
基礎工学講座(2)	20名	73,000円/名	4日間(16コマ)
実践工学講座(1)	15名	55,000円/名	2日間(8コマ)
実践工学講座(2)	15名	63,000円/名	3日間(10コマ)
実践工学講座(3)	12名	57,000円/名	3日間(8コマ)
粉末冶金コース			
基盤講座	30名	34,000円/名	2日間(8コマ)
応用講座	36名	34,000円/名	2日間(8コマ)
************************************	24名	20,000円/名	1日間(4コマ)